

令和6年度第1回愛媛県認知症施策推進会議

議題3

# 愛媛県認知症施策推進計画（仮称）について



令和6年9月3日

# 共生社会の実現を推進するための認知症基本法について(概要)①

## 共生社会の実現を推進するための認知症基本法 概要

### 1.目的

認知症の人が尊厳を保持しつつ希望を持って暮らすことができるよう、認知症施策を総合的かつ計画的に推進

⇒ **認知症の人を含めた国民一人一人がその個性と能力を十分に発揮し、相互に人格と個性を尊重しつつ支え合いながら共生する活力ある社会(=共生社会)の実現を推進**

～共生社会の実現の推進という目的に向け、基本理念等に基づき認知症施策を国・地方が一体となって講じていく～

### 2.基本理念

認知症施策は、認知症の人が尊厳を保持しつつ希望を持って暮らすことができるよう、①～⑦を基本理念として行う。

- ① 全ての認知症の人が、基本的人権を享有する個人として、自らの意思によって日常生活及び社会生活を営むことができる。
- ② 国民が、共生社会の実現を推進するために必要な認知症に関する正しい知識及び認知症の人に関する正しい理解を深めることができる。
- ③ 認知症の人にとって日常生活又は社会生活を営む上で障壁となるものを除去することにより、全ての認知症の人が、社会の対等な構成員として、地域において安全にかつ安心して自立した日常生活を営むことができるとともに、自己に直接関係する事項に関して意見を表明する機会及び社会のあらゆる分野における活動に参画する機会の確保を通じてその個性と能力を十分に発揮することができる。
- ④ 認知症の人の意向を十分に尊重しつつ、良質かつ適切な保健医療サービス及び福祉サービスが切れ目なく提供される。
- ⑤ 認知症の人のみならず家族等に対する支援により、認知症の人及び家族等が地域において安心して日常生活を営むことができる。
- ⑥ 共生社会の実現に資する研究等を推進するとともに、認知症及び軽度の認知機能の障害に係る予防、診断及び治療並びにリハビリテーション及び介護方法、認知症の人が尊厳を保持しつつ希望を持って暮らすための社会参加の在り方及び認知症の人が他の人々と支え合いながら共生することができる社会環境の整備その他の事項に関する科学的知見に基づく研究等の成果を広く国民が享受できる環境を整備。
- ⑦ 教育、地域づくり、雇用、保健、医療、福祉その他の各関連分野における総合的な取組として行われる。

### 3.国・地方公共団体等の責務等

国・地方公共団体は、基本理念にのっとり、認知症施策を策定・実施する責務を有する。

国民は、共生社会の実現を推進するために必要な認知症に関する正しい知識及び認知症の人に関する正しい理解を深め、共生社会の実現に寄与するよう努める。

政府は、認知症施策を実施するため必要な法制上又は財政上の措置その他の措置を講ずる。

※その他保健医療・福祉サービス提供者、生活基盤サービス提供事業者の責務を規定

### 4.認知症施策推進基本計画等

政府は、認知症施策推進基本計画を策定（認知症の人及び家族等により構成される関係者会議の意見を聴く。）

都道府県・市町村は、それぞれ都道府県計画・市町村計画を策定（認知症の人及び家族等の意見を聴く。）（努力義務）

# 共生社会の実現を推進するための認知症基本法について(概要)②

## 5. 基本的施策

- ①【認知症の人に関する国民の理解の増進等】  
国民が共生社会の実現の推進のために必要な認知症に関する正しい知識及び認知症の人に関する正しい理解を深められるようにする施策
  - ②【認知症の人の生活におけるバリアフリー化の推進】
    - ・ 認知症の人が自立して、かつ、安心して他の人々と共に暮らすことのできる安全な地域作りの推進のための施策
    - ・ 認知症の人が自立した日常生活・社会生活を営むことができるようにするための施策
  - ③【認知症の人の社会参加の機会の確保等】
    - ・ 認知症の人が生きがいや希望を持って暮らすことができるようにするための施策
    - ・ 若年性認知症の人（65歳未満で認知症となった者）その他の認知症の人の意欲及び能力に応じた雇用の継続、円滑な就職等に資する施策
  - ④【認知症の人の意思決定の支援及び権利利益の保護】  
認知症の人の意思決定の適切な支援及び権利利益の保護を図るための施策
  - ⑤【保健医療サービス及び福祉サービスの提供体制の整備等】
    - ・ 認知症の人がその居住する地域にかかわらず等しくその状況に応じた適切な医療を受けることができるための施策
    - ・ 認知症の人に対し良質かつ適切な保健医療サービス及び福祉サービスを適時にかつ切れ目なく提供するための施策
    - ・ 個々の認知症の人の状況に応じた良質かつ適切な保健医療サービス及び福祉サービスが提供されるための施策
  - ⑥【相談体制の整備等】
    - ・ 認知症の人又は家族等からの各種の相談に対し、個々の認知症の人の状況又は家族等の状況にそれぞれ配慮しつつ総合的に応ずることができるようにするために必要な体制の整備
    - ・ 認知症の人又は家族等が孤立することがないようにするための施策
  - ⑦【研究等の推進等】
    - ・ 認知症の本態解明、予防、診断及び治療並びにリハビリテーション及び介護方法等の基礎研究及び臨床研究、成果の普及 等
    - ・ 認知症の人が尊厳を保持しつつ希望を持って暮らすための社会参加の在り方、他の人々と支え合いながら共生できる社会環境の整備等の調査研究、成果の活用 等
  - ⑧【認知症の予防等】
    - ・ 希望する者が科学的知見に基づく予防に取り組むことができるようにするための施策
    - ・ 早期発見、早期診断及び早期対応の推進のための施策
- ※ その他認知症施策の策定に必要な調査の実施、多様な主体の連携、地方公共団体に対する支援、国際協力

## 6. 認知症施策推進本部

内閣に内閣総理大臣を本部長とする認知症施策推進本部を設置。基本計画の案の作成・実施の推進等をつかさどる。

※基本計画の策定に当たっては、本部に、認知症の人及び家族等により構成される関係者会議を設置し、意見を聴く。

※ 施行期日等：公布の日から起算して1年を超えない範囲内で施行、施行後5年を目途とした検討

# 認知症施策推進基本計画(計画案、基本的施策)について

<b>1 認知症の人に関する国民の理解の増進等</b>
1 学校教育における認知症に関する知識及び認知症の人に関する理解を深める教育の推進
2 社会教育における認知症に関する知識及び認知症の人に関する理解を深める教育の推進
3 認知症の人に関する正しい理解を深めるための、本人発信を含めた運動の展開
<b>2 認知症の人の生活におけるバリアフリー化の推進</b>
1 認知症の人が自立して、かつ、安心して暮らすための、地域における生活支援体制の整備等
2 移動のための交通手段の確保
3 交通の安全の確保
4 利用しやすい製品・サービスの開発・普及の促進
5 事業者が認知症の人に適切に対応するために必要な指針の策定
6 民間における自主的な取組の促進
<b>3 認知症の人の社会参加の機会の確保等</b>
1 認知症の人自らの経験等の共有機会の確保
2 認知症の人の社会参加の機会の確保
3 多様な主体の連携・協働の推進による若年性認知症の人等の就労に関する事業主に対する啓発・普及等
<b>4 認知症の人の意思決定の支援及び権利利益の保護</b>
1 認知症の人の意思決定支援に関する指針の策定
2 認知症の人に対するわかりやすい形での意思決定支援等に関する情報提供の促進
3 消費生活における被害を防止するための啓発
4 その他
<b>5 保健医療サービス及び福祉サービスの提供体制の整備等</b>
1 専門的又は良質かつ適切な医療提供体制の整備
2 保健医療福祉の有機的な連携の確保
3 人材の確保、養成、資質向上
<b>6 相談体制の整備等</b>
1 個々の認知症の人の状況又は家族等の状況にそれぞれ配慮しつつ総合的に応ずることができるようにするための体制の整備
2 認知症の人又は家族等が互いに支え合うための相談・交流の活動に対する支援、関係機関の紹介、その他、必要な情報の提供及び助言
<b>7 研究等の推進等</b>
1 予防・診断・治療、リハビリテーション・介護方法等の研究の推進・成果の普及
2 社会参加のあり方、共生のための社会環境整備その他の調査研究、検証、成果の活用
3 官民連携、全国規模調査の推進、治験実施の環境整備、本人及び家族等の参加促進、成果実用化環境整備、情報の蓄積・管理・活動の基盤整備
<b>8 認知症の予防</b>
1 予防に関する啓発・知識の普及・地域活動の推進・情報収集
2 地域包括支援センター、医療機関、民間団体等の連携協力体制の整備、認知症及び軽度の認知機能の障害に関する情報提供

# 都道府県認知症施策推進計画について

## 都道府県認知症施策推進計画(第12条関係)

- (1) 都道府県は、基本計画を基本とするとともに、当該都道府県の実情に即した都道府県認知症推進計画(2及び3(1)において「都道府県計画」という。)を策定するよう努めなければならないこと。
- (2) 都道府県計画は、医療計画、都道府県地域福祉支援計画、都道府県老人福祉計画、都道府県介護保険事業支援計画その他の法令の規定による計画であって認知症施策に関連する事項を定めるものと調和が保たれたものでなければならないこと。
- (3) 都道府県は、都道府県計画の案を作成しようとするときは、あらかじめ、認知症の人及び家族等の意見を聴くよう努めなければならないこと。
- (4) 都道府県は、都道府県計画を策定したときは、遅滞なく、これをインターネットの利用その他適切な方法により公表するよう努めなければならないこと。
- (5) 都道府県は、適時に、都道府県計画に基づいて実施する施策の実施状況の評価を行い、その結果をインターネットの利用その他適切な方法により公表するよう努めなければならないこと。
- (6) 都道府県は、当該都道府県における認知症に関する状況の変化を勘案し、及び当該都道府県における認知症の効果に関する評価を踏まえ、少なくとも5年ごとに、都道府県計画に検討を加え、必要があると認めるときには、これを変更するよう努めなければならないこと。
- (7) (3)は(5)の評価の結果の取りまとめを行おうとする場合について、(3)及び(4)は都道府県計画の変更について、それぞれ準用すること。

# 現在の愛媛県の認知症施策の位置づけについて

## 高齢者保健福祉計画・介護保険事業支援計画(6～8年度) 施策の体系

<b>1 高齢者がいきいきと暮らせる社会づくり</b>
1-1 <b>健康寿命の延伸への取組</b>
1 健康づくりの取組の推進
2 地域保健体制の整備
1-2 <b>社会参加の促進と生きがいがづくり</b>
1 社会参加の促進と就業支援
2 生きがいがづくりの推進
<b>2 高齢者の自立した生活のために、地域で共に支え合う社会づくり</b>
2-1 <b>地域共生社会の実現と地域包括ケアシステムの深化・推進</b>
1 地域共生社会の実現に向けた地域福祉の推進
2 地域包括ケアシステムの深化・推進
2-2 <b>自立支援、介護予防・重度化防止の推進</b>
1 介護予防・生活支援体制整備の推進
2 地域包括支援センターの機能強化
3 地域ケア会議の推進
2-3 <b>在宅医療・介護連携の推進</b>
1 医療・介護提供体制の構築
2 医療と介護の連携強化
3 在宅医療・介護連携推進事業への支援
4 リハビリテーションの推進
<b>2-4 認知症高齢者への支援</b>
1 普及啓発・本人発信支援
2 予防
3 医療・ケア・介護サービス・介護者への支援
4 認知症バリアフリーの推進・若年性認知症の人への支援・社会参加支援
2-5 <b>高齢者への生活支援の推進</b>
1 生活支援
2 NPO・ボランティアをはじめとする多様な主体との協働
3 生活困窮者等への支援

<b>3 高齢者が安全に、安心して暮らせる社会づくり</b>
3-1 <b>高齢者の住まいの確保</b>
1 高齢者の住まいの確保・充実
2 養護老人ホーム、軽費老人ホーム等
3 在宅介護支援センター
4 有料老人ホーム
3-2 <b>安全な暮らしの確保</b>
1 犯罪等被害の防止・交通事故対策
2 自然災害への対策
3 感染症への対策
4 人にやさしいまちづくりの推進
3-3 <b>高齢者の権利擁護の取組</b>
1 高齢者虐待の防止
2 成年後見制度・権利擁護事業の充実
3 介護サービス事業所等への助言・指導

<b>4 介護保険制度を支える仕組みづくり</b>
4-1 <b>介護サービス提供体制の充実及び質の向上</b>
1 介護基盤等の整備・充実
2 介護サービスの質の向上
4-2 <b>介護人材の確保・資質の向上、生産性の向上</b>
1 介護人材確保の取組
2 介護現場の生産性の向上
3 多様な専門職の確保等
4 在宅介護を担う家族等への支援
4-3 <b>保険者機能の強化(市町への支援)</b>
1 保険者機能の強化について
2 取組方針
4-4 <b>公平で適正な介護給付の推進(第6期介護給付適正化計画)</b>
1 介護給付適正化計画の趣旨
2 現状と課題
3 第6期介護給付適正化計画期間における取組
4 県による取組
4-5 <b>介護サービス利用者等に対する支援</b>
1 関係機関が連携した苦情処理体制等の強化
2 介護サービス相談員の資質向上
3 低所得者対策の一層の充実
4 共生型サービスの推進等(障害福祉サービスとの連携)

# 愛媛県認知症施策推進基本計画(仮称)策定スケジュールについて

## 計画策定スケジュール(案)

	R6年度	R7年度	R8年度
<b>県認知症施策推進会議・WG</b>			
	推進会議・WG① 推進会議・WG②	推進会議・WG① 推進会議・WG② 推進会議・WG③	推進会議・WG① 推進会議・WG②
<b>県高齢者保健福祉計画等推進委員会</b>	推進委員会①	推進委員会①	推進委員会① 推進委員会② 推進委員会③

## 各年度の認知症施策推進会議・WGでの検討内容(案)

	R6年度	R7年度	R8年度
<b>第1回</b>	・県計画策定スケジュール(案)について ・当事者の意見聴取方法について	当事者の意見聴取状況について報告等	県計画の素案修正について
<b>第2回</b>	国計画を基に県計画の内容について	当事者の意見を聴取したうえで県計画の内容、方向性について	県計画の最終案について
<b>第3回</b>		県計画の素案について	